



第9回 定期総会

憲法25条がめざす社会へ 今後の活動や会の役割などを議論



まちかど相談会は深刻な事例が多数 シェルターの12室は常に満室

6月8日、NPO法人反貧困ネットワーク広島の第9回総会が広島弁護士会館で開かれ、会員ら約40人が参加し今後の活動や会のあり方や果たす役割などについて議論されました。

第1部で、秋田智佳子代表から活動と会計報告、今後の活動方針と予算案の提案があり、承認されました。

事業報告では、年4回行われた「まちかど生活相談会で、面談および電話相談あわせて508件の相談があり、経済的または精神的な相談が多く、深刻な事例が多く寄せられたことが明らかにされました。

路上生活者の一時保護施設（シェルター）の運営では、部屋数12室が常時満室状態で利用され、10年間で1276人（6月8日現在）が利用されたと報告されました。会議では、シェルターのさらなる充実や自治体に対する働きかけの重要性を確認しました。

記念講演『生活保護制度は 権利になっているのか』

第2部では、この3月まで約20年間にわたって広島市の生活保護のケースワーカーをしていただいた波多野進氏により「生活保護制度は権利になっているのか」と題する講演をしていただきました。

波多野さんは、今の生活保護の実態を『小学校低学年の子どもが、親からその都度もらっているようなもの』と評し、果たしてこのような制度で生活保護法の高らかな目的である、人をして人たるに値いする存在たらしめる『自立の助長』はできるものなのでしょうか？と疑問視。厚生労働省は、被保護者もケースワーカーも信じ得る存在ではないのでしょうと、痛烈に批判しました。また『生活保護だけに依存するのではなく、年金制度や介護・医療など、社会保障全般の拡充が必要不可欠です。今こそ、憲法25条がめざす社会はどのような社会か、国のあり方を根本から考えなおす必要がある』と締めくくりました。

シェルター利用状況

2009年5月から2019年6月末まで

年代	男性	女性	合計
10代	9	17	26
20代	109	52	161
30代	212	50	262
40代	251	66	317
50代	205	47	252
60代	136	29	165
70代	64	14	78
80代	6	5	11
不明	16	27	43
合計	1008	307	1315

単身1216名 夫婦35名 親子64名

憲法第 25 条が目指すのはどのような社会か 国のあり方を根本から考え直す必要あり

元ケースワーカー 波多野 進



退職してテレビと話す日々… 救ってくれたのは

私は、20年近く生活保護行政に携わってきましたが、この3月に退職しました。めっきり会話が少なくなり、話し相手と言えどもっぱらテレビ。「何？勤労統計の誤り？忖度じゃのうて、誰かの指示や強要じゃないんか」「沖縄の美ら海に土砂を投入するたあどうゆうことや」「消費税上げて景気がよくなるわけじゃないか。社会保障費がそれだけ下がれば、景気は後退しない？社会保障費は下がりゃあせんわい」「生活保護費の減額と年金の減額、繰り下げ支給が景気の足を引っ張っとるんよ」「池上さん。もうちょっと突っ込んだ解説をしてくれんかね。誰が悪いんね」「そんな大ボールを振っちゃあいけんじゃろ。流し打ちをせにゃあ」「ブツブツブツブツ」テレビに向かって文句言う。孤独老人のたわごと。もはや病気に近い。これを救ってくれたのは、反貧困ネットワーク広島の皆さんでした。なんと人間に向かって話をしてもらえたというのです。

生活保護法は生存権には程遠い

6月8日、表題のテーマで話をしました。生活保護法は憲法第25条の理念に基いて制定された法律であるにも関わらず、ケースワーカーの希望者は少なく、またやりがいも乏しいとの意見が多数あります。法律の制定から70年近く経ちますが、利用者に対するバッシングは未だになくなっておりません。いろいろ考えてきましたが、この原因は生活保護法に内在しているのではないかとの考えに至りました。

生活保護制度は、資産と収入を全て捕捉し、厚生労働省が定めた最低限度の生活基準（生活扶助及び一時扶助、特別基準など）の中から利用者の需要

に当てはまるものだけを認定していく作業なのです。利用者は何をするにも福祉事務所に扶助の認定をしてもらわなければなりません。資産を蓄えることにも躊躇し、どの需要が生活保護で認められるものか判断できないため、生活上のあらゆる事柄についてケースワーカーに相談することになります。ケースワーカーは、900ページにも及ぶ保護手帳（実施要領）だけでなく別冊問答集を読み解いて、善意かつ積極的に利用者の生活上の問題に対応していかなければ、制度の期待する効果を得ることはできないのです。

私は、今の生活保護法の運用は憲法で保障する国民の権利として生存権には程遠いと思っています。

生活保護法は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づきとありますが、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障する施策の一つに過ぎません。憲法第25条第2項に「国は、全ての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とあります。生活保護法があるので憲法第25条はその目的が達成されていると考えるのは間違いなのです。

別の社会保障の施策をもって 生存権の保障を

生活保護の利用者のほぼ半数を占める高齢者、約2割の障害者世帯、これらの方に対しては、生活保護ではない別の社会保障の施策をもって生存権の保障を行うべきだと思います。このことはひとり親世帯や傷病者世帯にも言えることでしょう。

憲法第25条が目指すのはどのような社会か。国のあり方を根本から考え直す必要があると思いますがいかがでしょうか。

広島市へ連休中の生活困窮者の対応について、改善を求める

5月23日、反貧困ネットワーク広島は広島市に対して、長い連休中の生活困窮者への対応を改善するよう強く要請しました。

この日は、秋田代表や理事、シェルターの管理責任者など10人が広島市役所を訪れ、生活保護の担当課長や地域福祉課の担当者と話しました。

最初にシェルターの管理責任者である成田から、この連休中に少なくとも3組4人から、住むところがなく食べるものにも困って、反貧困ネットワーク広島の窓口や携帯電話への問合せがあったことが報告されました。

これらは、私たちが心配して自主的に事務所を3日間開けたため何とかつながったケースであり、広島市役所に問合せをしたが、断られた事実を紹介し、改善を求めました。



また、2009年の年末には、市が市役所の本庁に担当者を配置して対応していた事実を例に上げ、『その時にできて今できないことはないはず』と強く改善を迫りました。

広島市の石井課長からは、『当時の様子や実際に実施している北海道札幌市の様子を調査し、広島市ではどのようにするかを検討させてほしい』との回答がありました。

秋田代表からは、『実際に相談者が3日間に4人も来ているわけだから、できないという回答ではなく、困った人には、広島市としてこのような対応をしますという前向きな回答をしてください。』と強く申し入れました。

温かい思いを受け取りました だいに使わせていただきます

じぶんの町を良くするしくみ。
赤い羽根共同募金



6月27日、広島県社会福祉士会館講堂において、広島県共同募金会で「平成30年度テーマ募金交付式」がおこなわれ、地域テーマ募金(14の地域活動支援プロジェクトと27の赤い羽根ESD支援プロジェクト)参加団体、広域テーマ募金(われわれNPOを含む12の社会課題解決プロジェクト)参加団体が池谷公二郎共同募金会会長から交付書の交付を受けました。



あらためて共同募金社会課題解決プロジェクトにご協力いただきました皆様に御礼申し上げます。

引き続き食料や日用品の寄付をお願いいたします

最近、食料の支援を求める相談が増えており、寄付でいただいた数十キロのお米も底をつきかけています。

お米(玄米)やインスタントラーメン、そうめんなど保存のきく食料を特に必要としています。

その他、タオルや洗顔用品、洗剤などの日用品。また新品の下着や靴などいただくと助かります。

重い物は車で取りに伺いますので、ご連絡ください。

皆様のご支援をお待ちしています。

6月の「まちかど生活相談会」の報告

6月11日・12日に反貧困ネットワーク広島の主催で「まちかど生活相談会」が開かれました。

2日間で、電話を合わせて143件の相談がありました。



中国新聞と市政とひろしまに掲載いただきましたが、通りかかりとチラシで相談会を知った方が全体の5割を占めました。

年代別では70代80代の方の相談が多く、全体の25%を占めました。相談内容も相続や相続放棄の相談、年金の相談が多く、いずれの相談でも将来の不安を訴える方が大勢おられました。空き家になっている実家の処理の相談や固定資産税の負担が苦しいという相談もありました。

また、30代、50代のひきこもりの子どもや40代の障害者の子どもの将来を心配する親御さんからの相談もありました。

年金相談16件のうち、障害年金の相談が12件でした。

借金、生活苦、生活保護の相談も依然として多く、年4回の相談会開催により継続的に相談対応していく必要性を感じました。そのため相談会チラシには毎回、次の次の次まで相談会日程を明記するようにしています。

相談	11日	12日	2日間合計
面談	72	57	129
電話	7	7	14
合計	79	64	143

性別	2日間合計
男性	44
女性	86
不明	13

年齢	2日間合計
20代	4
30代	3
40代	23
50代	24
60代	25
70代	21
80代	16
不明	27

相談内容	2日間合計
相続	30
借金	19
年金	16
離婚	12
生活苦	10
生活保護	9
医療やこころ	9
労働	6
損害賠償	5
不動産	5
ひきこもり	4
隣人トラブル	4
貸金	3
後見	2
住まい	2
面会交流	2
いじめ	2
DV	2

知的媒体	2日間合計
通りかかり	58
チラシ	14
法テラス紹介	11
知人紹介	5
秋田紹介	3
生健会紹介	3
土屋紹介	2
市民と市政	2
社協くらサポ	2
ネット	1
新聞	1
ラジオ	1

今後の相談会の予定

場所 広島駅 南口地下広場(エールエール地下) **相談は無料です。予約も必要ありません。**

- 2019年9月10日(火)・11日(水)「暮らしとこころの相談会」(弁護士会主催)
- 2019年12月10日(火)・11日(水)「年末年越し生活相談会」(反貧困ネットワーク広島主催)
- 2020年3月24日(火)・25日(水)「暮らしとこころの相談会」(弁護士会主催)
- 2020年6月9日(火)・10日(水)「まちかど生活相談会」(反貧困ネットワーク広島主催)

ホームページアドレス▼

お問い合わせ・寄付の受付など
NPO法人 反貧困ネットワーク広島
広島市中区東白島14-15 NTTクレド白島ビル7階
広島総合法律会計事務所内
電話：082-227-8181 F A X：082-227-1200

大手町事務所 平日10:00~17:00
電話 082-545-7709 相談専用電話 090-4890-1579

会費・寄付振込先

- 正会員(個人)年会費2,000円
- 正会員(団体)年会費5,000円
- 賛助会員(個人)年会費5,000円
- 賛助会員(団体)年会費10,000円

広島銀行 白島支店 普通 3235401 反貧困ネットワーク広島
郵便為替 01390-1-98338 加入者 反貧困ネットワーク広島

